

広島県告示第百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十三年二月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年二月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大君深江線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市大柿町大字大君字泉二三八九番二地先から 江田島市大柿町大字大君字泉二四八六番二地先まで	一五・〇〇 三六・五〇	六・〇〇 一三・五〇 一五・〇〇 三六・五〇	五七・〇〇	一三八・四〇 五七・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一三二・四〇 メートル